(内国 .関する法律の一部改正) .税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等

第十七条 提出等に関する法律 内国税の適正な課税の確保を図るための国 (平成九年法律第百十号)の 一部を次のように改正す [外送金等に係る調 書の

国外送金等調書の提出

第四条

2 れかにより同項に規定する税務署長に提供しなければならない。 その者が国外送金等調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項 ろにより算出した数が百以上であるものは、前項の規定にかかわらず、 提出すべきであった国外送金等調書の枚数として財務省令で定めるとこ (以下この条において「記載事項」という。) を次に掲げる方法のい 出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に 国外送金等調書を提出すべき金融機関のうち、当 該国外送金等調 書

る方法 用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)を提出す当該記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録

3 6

(国外財産調書の提出)

第五条 玉 署長に提出しなければならない。ただし、 を提出しないで死亡し、又は同法第二条第一項第四十二号に規定する出 に当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書 で定めるところにより、その者の氏名、住所又は居所及び個人番号並び 価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令 三号に規定する居住者をいい、 次条第七項において同じ。)は、その年の十二月三十一日においてその (以下「国外財産調書」という。)を、その年の翌年の六月三十日まで をしたときは、 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所の所轄税務 居住者(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項 この限りでない。 同項第四号に規定する非永住者を除く。 同日までに当該国外財産調書

(国外送金等調書の提出)

第四条 上同

2

同

。)を提出する方法 で定める記録用の媒体 当該記載事項を記録した光ディスク、 (以下この条において「光ディスク等」という 磁気テープその他の財務省令

3 6

(国外財産調書の提出)

第五条 居住者(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条 三号に規定する居住者をいい、 に当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書 で定めるところにより、その者の氏名、住所又は居所及び個人番号並び 価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令 次条第七項において同じ。)は、その年の十二月三十一日においてその 出国をしたときは、 書を提出しないで死亡し、又は同法第二条第一項第四十二号に規定する 務署長に提出しなければならない。ただし、同日までに当該国外財産調 に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所轄税 (以下「国外財産調書」という。) を、その年の翌年の三月十五日まで この限りでない。 同項第四号に規定する非永住者を除く。

· 二 省 略

□ 相続の開始の日の属する年(以下この項、次条及び第六条の二において「相続開始年」という。)の十二月三十一日においてその価額の合計では、対対を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により財産を取得したがでたる。という。)の十二月三十一日においてその価額の合計を除外したところにより、前項の規定を適用することができる。この場合を(次条第三項から第五項までにおいて「相続国外財産」という。)を除外したところにより、前項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「国外財産を」とあるのは、「国外財産」という。)をなり、前項の規定を適用することができる。この場合を(次条第三項から第五項までにおいて「相続国外財産」という。)の十二月三十一日においてその価額の合計で「相続開始年」という。)の十二月三十一日においてその価額の合計を除く。)を」とする。

) 省 _略

、国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例

第六条 _ と きは、 づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額 装されたもの(以下この項において「国外財産に係るもの以外の事実等 等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの又は隠蔽し、若しくは仮 た金額から当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎 加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算し 申告等の基因となる国外財産についての同項の規定による記載があると 条において同じ。)内に税務署長に提出された国外財産調書に当該修正 ある場合において、提出期限(前条第一項の提出期限をいう。以下この となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告 いう。)があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用が 正若しくは決定(以下この条及び第六条の三において「修正申告等」と 産 第三項において同じ。 に いう。)があるときは、当該国外財産に係るもの以外の事実等に基 対する相続税に関し修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更 下この条において「国外財産に係る所得税」という。)又は国外財 国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税 同法第六十五条又は第六十六条の過少申告加算税の額又は無申告)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控

一・二同上

2 相続の開始の日の属する年(以下この項、次条及び第六条の二第二項ものに限る。)を除く。)を」とする。

3 同 上

(国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例)

第 六条 又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定にきは、同法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税の額 申告等の基因となる国外財産についての同項の規定による記載があると条において同じ。)内に税務署長に提出された国外財産調書に当該修正 ある場合において、提出期限(前条第一項の提出期限をいう。以下このいう。)があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用が正若しくは決定(以下この条及び第六条の三において「修正申告等」と 除した税額。第三項において同じ。 事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控 外の事実等」という。)があるときは、 若しくは仮装されたもの(以下この項において「国外財産に係るもの以 計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で当 より計算した金額から当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の 産に対する相続税に関し修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更 た金額を控除した金額とする。 該修正申告等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの又は隠蔽し、 (以下この条において「国外財産に係る所得税」という。) 又は国外財八条 国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税)に百分の五の割合を乗じて計算し 当該国外財産に係るもの以外の

·二 省 略

3 国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関し修正申告等する。

· 二 省 略

に定める国外財産調書とする。 4 前項の国外財産調書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号

一•二 省 略

5 省 略

.8 省 略

(財産債務調書の提出)

二条第二項に規定する総所得金額をいう。次項において同じ。)及び山者は、当該申告書に記載すべきその年分の総所得金額(所得税法第二十第六条の二 次に掲げる申告書を提出すべき者又は提出することができる

号に定める国外財産調書とする。 前項の国外財産調書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

一・二同上

3

額とする。 国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関し修正申告等額とする。

一。二同上

一・二同上

5 司 上

6 前条第一項又は第三項の規定を適用する。
。)の規定により提出すべき国外財産調書は提出期限符に提出されたされたものでないときは、当該国外財産調書に係る所得税又は国外財産に対する相続税について更正又は決定があるべきことを予知して外財産に対する相続税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該国外財産調書が提出期限後に提出され、かされたものとみなして、第一項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含むものとみなして、第一項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含むものとみなして、第一項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含むものとみなして、第一項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む

7.8 同 上

(財産債務調書の提出)

二条第二項に規定する総所得金額をいう。次項において同じ。)及び山者は、当該申告書に記載すべきその年分の総所得金額(所得税法第二十第六条の二 次に掲げる申告書を提出すべき者又は提出することができる

ころにより、 同じ。 なければならない。ただし、 項を記載した調書(以下「財産債務調書」という。)を、その年の翌年 いて有する財産の種類、 しない者にあっては、氏名及び住所又は居所)並びにその者が同日にお 第二項第一号において同じ。)を有する場合には、財務省令で定めると 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいう。 有価証券等並びに同条第二項に規定する未決済信用取引等及び同条第三 億円以上の で死亡したときは、この限りでない。 六月三十日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出し いてその 所得金額)の合計額 国外転出特例対象財産 価 その者の氏名、 額の合計額が三億円以上の財産又はその価額の合計額 [条第三項に規定する山林所得金額をいう。 が二千万円を超え、 数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事 同日までに当該財産債務調書を提出しない 住所又は居所及び個人番号(個人番号を有 (同法第六十条の二第一項に規定する かつ、その 年の十二月三十一日 次項及び次条 次項にお いて

~四 省 略

。この場合において、同項中「の財産」とあるのは「の財産 いう。 開 した財産又は債務 月三十一日においてその価額の合計額が三億円以上の財産又はその価 に 贈により取得した財産 .始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得 合計額が一億円以上の国外転出特例対象財産を有する相続人は、 び山林所得金額の合計額が二千万円を超え、かつ、相続開始年の十二 第 した財産を除く」とする。 一号において同じ」とあるのは お 続開始年の年分の前項各号に掲げる申告書に記載すべき総所得金額)を除外したところにより、 いて同じ。)を除く。 (第四項及び次条第二項において「相続財産債務」と (相続開始年に取得したものに限る。)」と、「権利をいう。 前項の規定を適用することができる 権利をいい、 相 次項及び次条第二 続又は遺贈により (相続又は 以下この 相

務 定 いり読み 調 得税法第二条第一項第三号に 第 書 日 を 項 替えて適用する場合を含む お 財 その 規 産 然定に 年 務 調 0 か 書を提 翌年 カ 価 た らず . О 0 合計 出す 六月三十日までに 規定する居住者 財 額 務 が き者を除く 省令で定め + 以 億 下この 円 以 Ŀ るところにより 項 次の各号に掲げる者 \mathcal{O} (第 財 に は お 産 項 V 有 前 す 同 る \mathcal{O} 項 場 0 規定 合に 財 一月

> おいてその価額の同じ。)の合計類 有価証 億円以 なければならない。 項を記載した調書(以下「財産債務調書」という。)を、 ころにより、その者の氏名、 で死亡したときは、この限りでない。 の三月十五日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に いて有する財産の種類、 しない者にあっては、氏名及び住所又は居所)並びにその者が同日にお 第二項第一号において同じ。)を有する場合には、 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいう。 いてその価額の合計額が三億円以上の財産又はその価 |券等並びに同条第二項に規定する未決済信用取引等及び 上の国外転出特例対象財産(同法第六十条の二第一 同 条第三項に規定する山 が二千万円を超え、かつ、その年の十二月三十一日に ただし、 数量及び価額並びに債務の金額その他必 同日までに当該財産債務調書を提出しない 住所又は居所及び個人番号(個人番号を有 林所得金額をいう。 財務省令で定めると 額の合計 項に規 その 次項及び次条 項 同条第三 年の翌年 12 で要な事 提出し 定する お

一~四同上

この項 及び山 開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得の合計額が一億円以上の国外転出特例対象財産を有する相続人は、相続 取得した財産 において、同 除外したところにより、 した財産又は債務 月三十一日においてその価額の合計額が三億円以上の財産又はその価額 相続開始年の年分の前項各号に掲げる申告書に記載すべき総所 取 第一号において同じ」とあるの 林所得金額の合計 おいて同じ。 た 財 項中「の財 産を除く」とする。 相続の開始の日 (次条第二項において「相続財産債務」という。)を を除く。 前項の規定を適用することができる。この場合 産」とあるのは「の 額が二千万円を超え、か の属する年に取得したものに限 ر ا ا は 権利を 権利をいう。 財 産 (相続又は遺贈により 相 続開始年の 続又 次項及び次条 る。 は 遺 得 以下 + 金額

一 前号に掲げる者以外の者 その者の住所地(国内に住所がないとき」一 その年分の所得税の納税義務がある者 その者の所得税の納税地ない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。区分に応じ当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければなら

居所地

- 4 できる。 を除く。 続又は遺贈により取得した財 相 財 相 続財産債務を除外したところにより、 産を有する相続人は、 続開始年の十二月三十 この場合において)」とする。 相 日にお 続開 同 産 項 中 は始年の年分の財産債務調書に 相 いてその (J) 続開始年に取得したものに限る。 財 産」 前 価額の 項の規定を適用 とあるのは 合計 額が十億円以 することが いては 財 産
- 定める。 事項その他第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で事項その他第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で6 第二項及び前二項に定めるもののほか、財産の所在及び価額に関する

(財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例)

第六条の三 第六条第一項及び第二項の規定による記載があるとにより財産債務調書への記載を要しない国外財産債務に係る所得税」という。)又は財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則という。)又は財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則限(前条第一項又は第三項の提出期限をいう。次項において、提出期限(前条第一項又は第三項の提出期限をいう。次項において、提出期限(前条第一項又は第三項の規定の適用がある場合において、提出期限(前条第三項とおいての前条第一項及び第三項の規定は、財産(前条第五項の規定

2 第六条第三項及び第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、

財

2

同

上

ず、当該財産債務調書への記載を要しないものとする。前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわら記載すべき事項(当該国外財産の価額を除く。)については、第一項(む。)の規定の適用がある場合における国外財産に係る財産債務調書にむ。)の規定の適用がある場合における国外財産に係る財産債務調書に

3

第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 4 前二項に定めるもののほか、財産の所在及び価額に関する事項その他

(財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例)

についての前条第一項の規定による記載があるときについて準用する。
についての前条第一項の規定による記載があるときについて準用する。
限(前条第一項の提出期限をいう。次項において同じ。)内に税務署長という。)又は財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則という。)又は財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則という。)又は財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則という。)以財産債務調書への記載を要しない国外財産を除く。以下この項及により財産債務調書への記載を要しない国外財産を除く。以下この項及に入条の三 第六条第一項及び第二項の規定は、財産(前条第三項の規定

3 同 同 上 上

3

省

省 略

同上

-